

第2回 熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会 議事録

<開催概要>

日 時：令和8年7月13日（月）14：00～17：05

会 場：熊本県医師会館 6階大会議室

参加者：（委員）吉田会長、末富委員、高岸委員、村田委員、野口委員、波口委員、坂本真美委員、千々岩委員、坂本芽委員、田中委員、桑村委員、宮川委員、中村委員、山本委員、坂元委員

<資料>

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 議事資料
- ・ 参考資料1 こども性暴力防止法の概要（認定対象事業・施設）
- ・ 参考資料2 こども性暴力防止法の概要（求められる取組）
- ・ 参考資料3 大阪府子どもを性犯罪から守る条例
- ・ 参考資料4 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例
- ・ 参考資料5 茨城県性暴力の根絶を目指す条例
- ・ 参考資料6 長野県子どもを性被害から守るための条例
- ・ 参考資料7 三重県性暴力の根絶をめざす条例
- ・ 参考資料8 熊本県少年保護育成条例
- ・ 参考資料9 熊本県迷惑行為等防止条例
- ・ 参考資料10 委員名簿、今後のスケジュール

<会議の経過>

1 開会	
●こども政策課 瀬口副課長	定刻となりましたので、ただ今より「第2回熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会」を開会いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。本日司会を務めます、こども政策課副課長の瀬口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、「次第」「席次表」「議事資料」「参考資料1～10」を配付しております。不足はございませんでしょうか。不足がございましたら、随時事務局へお申し付けください。 また、この会議は公開にて開催し、後日議事録を公表いたしますことを併せてお知らせいたします。 それでは、ここからは吉田会長に進行をお渡しいたします。吉田会長、よろしくお願いいたします。
●吉田会長	今回も多くの議事が準備されております。3時間ございますので、様々なご意見

	をお出しいただきたいと思います。議事に入る前に前回ご欠席でした千々岩委員から一言自己紹介をお願いします。
●千々岩委員	私は熊本市 PTA 協議会の副会長をしております千々岩慎吾と申します。帯山中の PTA 会長 4 年目で最後の年となりました。大変力不足でございますけれども、保護者の立場から、この条例の制定に寄与できたらと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
2 議事 ～前回の振り返り、議題 1 論点整理～	
●吉田委員	ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。前回お出しいただいたご意見を踏まえた振り返りと論点整理を議題 1～3 について一括して事務局からご説明をお願いします。
●こども政策課 大住課長	こども政策課の大住と申します。本日もよろしくお願いいたします。 説明は着座にて失礼いたします。資料は議事資料をお願いいたします。前回の振り返りを含めまして、議題 1 から議題 3 までを一括して説明をさせていただきます。少し長くなりますが、ご了承いただければと思います。 議事資料の P4 をお願いいたします。前回の振り返りといたしまして、主なご意見を論点ごとにまとめております。最初に論点（1）条例が想定する範囲については、家庭や公共空間を対象としてはどうか、こども間の性加害行為も対象とすべきではないかとのご意見をいただきました。一方で、こども性暴力防止法の対象範囲を大きく超えてしまうことは、実効性の面で懸念があるとのご意見もいただいたところ です。 論点（2）本条例の位置づけ・性質につきましては、理念条例とし、具体的な取組は、ガイドラインで整理して実効性を確保してはどうかとのご意見に加えて、行為の禁止や規制が必要ではないか等のご意見をいただきました。 資料 P5 をお願いいたします。論点（3）こども性暴力防止法等との関係については、市独自の制度や仕組みを考えていく必要があるのではないかな等のご意見をいただきました。 論点（4）こどもや性暴力の範囲については、こどもの範囲については 18 歳未満という考え方もあるが、幅広い方が良いとの考え方もあるのではないかな、性暴力についてはどこまで含めるものなのかを共有することが大事である等のご意見をいただきました。 資料 P6 をお願いいたします。論点（5）責務規程の範囲につきましては、すべての主体を対象にした方がいいのではないかな、民間事業者への過度な規制等は非現実的、努力義務では意味がないという意見もあるが、市が姿勢を示すということに意味があるのではないかな等のご意見をいただきました。 論点（6）加害者支援の位置づけにつきましては、再発防止のために加害者への対応が必要ではないかな、加害者がこどもであった場合の支援について明記すべきではないかな等のご意見をいただきました。

資料 P7 をお願いいたします。その他のご意見といたしまして、まずビジョンを設定することが大事ではないかとのご意見をいただきました。

議題 2 の市民からの意見聴取につきましては、事務局がお示しいたしましたアンケートについては、内容や手法等を再考すべきとの意見をいただき、また末富委員からは日大研究チームとの連携についてご提案をいただいたところです。以上が前回の振り返りとなります。

続きまして、資料 P9 をお願いいたします。議題 1 といたしまして、前回いただきましたご意見に基づき各論点の整理について、事務局案として方向性を示したものでございます。まず論点（1）条例が想定する範囲につきましては、図に示しているように①から④のすべてを本条例に基づき、啓発・支援の強化を図る範囲としたうえで、①及び②を関係法令に加えて、本条例に基づき、対策等を講じる範囲、③④については引き続き関係法令による対策等を講じる範囲として、整理をして提示しております。①と②のうち認定を受けた事業者、この青枠の部分ですけれども、こども性暴力防止法に基づく安全確保措置が義務付けられることになっております。そのことを踏まえまして、本条例により事業者等に追加で何らかの取組を求めるのか、法が地域で機能するような取組を盛り込むのか、また法の適用範囲以外の事業者にどのような取組を求めるか等が今後の論点になるかと考えております。一方で、家庭や公共空間における性暴力も重要な課題ではありますが、学校や保育施設のように一定の管理者や設置者が存在し、安全確保措置や研修等の取組を求めることができる場面とは異なるため、条例により直接的な対策を講じることには限界があるのではないかと考えております。そのため、家庭や公共空間については、既存の関係法令による対応を基本としつつ、本条例では相談体制や被害者支援、啓発、保護者支援などの充実を図ることにより、被害の予防や早期発見・対応につなげていくような取組を検討できればと考えております。

続きまして、資料 P10 をお願いいたします。論点（2）本条例の位置づけ・性質につきましては、前回のご意見を踏まえまして、基本的には理念条例とし、具体的な取組はガイドラインで整理し、実効性を確保することとしつつ、前回、義務付け等のご意見をいただいておりますので、そのような条項を盛り込むかどうかについては、法の趣旨や目的、内容、効果に照らし、個別に検討を行うという整理しております。参考といたしまして、法と条例の関係性等について、本市法制課の意見を掲載しております。いわゆる横出しや上乗せにつきましては、徳島市公安条例事件判決を踏まえ判断する必要があるということ、つまり、法と条例の間に矛盾抵触があるかどうかにより判断する必要があるということになります。また、罰則につきましては、検察庁との協議という手続きが必要となるということでございます。ただし、まずは本検討委員会におきましては、こどもの性被害を防止するためにどのような取組が必要かという観点で多くのご意見をいただくことが重要であると考えておりますので、条例に盛り込むことが可能かどうかにつきましては、ご意見をいただいた後、関係法令の趣旨等を踏まえ、個別に検討を行っていきたいと

考えております。なお、資料 P11 及び P12 につきましては、先行自治体の条例の禁止行為や罰則について調査した内容をまとめたものになりますので、参考までにご覧ください。

続きまして、資料 P13 をお願いいたします。論点（3）こども性暴力防止法等との関係につきましては、補完的機能を持たせるとともに、法の適用対象外の事業者に対して、市独自の制度や仕組みを設けてはどうかということで整理をしております。補完的機能のイメージといたしましては、法では対象事業者に対して安全確保措置として研修の実施、把握するための取組や相談体制の整備、性暴力等が疑われる場合の防止措置などが義務付けられているものの、詳細は設置者に任せられているということになりますので、法律で定められた取組がより地域で機能するよう条例またはガイドラインにより補完するということをイメージしており、資料にはいくつかの事例を挙げております。市独自の制度や仕組みのイメージといたしましては、法の適用外の事業者に対しても取組を広げるもの、学習塾やスポーツクラブ、習い事教室等で、こども性暴力防止法の認定を受けずに、法の適用外となる事業者に対して何らかの取組を行うものになります。

続きまして、資料 P14 をお願いいたします。論点（4）こどもや性暴力の範囲についてでございますが、18 歳未満の者（高等学校等に在学する 18 歳以上のものを含む）ということで整理をしております。前回、こどもの定義につきましては、より広い範囲で対象としてはどうかとのご意見をいただいたところでございますが、本条例はこども性暴力防止法を補完する役割を担うことを想定しているため、対象となるこどもの範囲も法と整合を図ることが適當ではないかと考えております。その他、条例の検討を進めていく過程で定義すべき用語が出てくると思われますので、その他の用語の定義につきましては、その必要性等も含め、今後検討を行っていきたいと考えております。

続きまして P15 をお願いいたします。論点（5）責務規定の範囲につきましては、その主体として、市、学校等、事業者、保護者、こども、市民について規定してはどうかと考えております。こどもについては、本市独自の整理とはなりますが、権利の主体として規定すべきではないかと考えたところです。責務規定としては、しなければならないという義務規定や努めるものとする努力義務や協力するものとする等がありますが、本日はまずどの主体を責務規定の対象とするか、条例の中で何らかの役割を示す必要があるかという観点でご意見をいただきたいと考えております。それぞれの主体の内容例に記載しているものはあくまでも例示であり、責務の強さを含め、今後検討していくこととなります。なお、資料 P16 は参考として先行自治体における責務規定についてまとめておりますので、ご参照ください。

続きまして P17 をお願いいたします。論点（6）加害者支援の位置づけについては前回のご意見を踏まえて、再犯防止の観点から加害者への対応について条例への位置づけを検討する、加害行為に関与したこどもに対しては、教育・支援を講じるという内容を盛り込んでどうかと考えております。資料 P18 には参考として、先

	行自治体における加害者への対応に関する条項についてまとめておりますので、ご参照ください。 続きまして、資料 P20 をお願いいたします。議題 2 めざす姿（案）になります。前回のご意見を踏まえまして、条例のめざす姿について事務局にていただき台を作成しております。昨年度から熊本市での取組については、未然防止、早期発見・対応、被害者支援を柱として取組を整理してきたことから、生まない、気づき合い、ともに支え合いという 3 つの柱を盛り込み、また、本条例制定を契機に各主体が連携し、地域全体で子どもを守っていくという趣旨を踏まえまして、地域全体で守るという言葉を入れております。上段の表につきましては、事務局にて課題等の例を抽出したうえで、施策の方向性の案を示しておりますが、その他にも課題等は考えられると思いますので、めざす姿を含めご意見をいただければと思います。 資料 P22 をお願いいたします。議題 3 骨子（案）になります。議題 1 及び議題 2 の事務局案に基づき、骨子（案）として整理をしたものになります。まずは条例に盛り込むべき条項を整理したうえで、各条項の詳細については、次回以降の検討委員会で議論していきたいと考えております。総則といたしまして、前文から第 9 条までを規定しています。第 4 条から第 9 条までの責務規定の主体につきましては、議題 1 の論点（5）の事務局案を反映させております。なお、先ほどもご説明したとおり、責務規定の内容や義務とするか、努力義務とするか等につきましては、今後詳細に議論していくものと考えています。P23 をお願いいたします。基本施策につきましては、未然防止に関するものとして第 10 条から第 12 条、早期発見・対応に関するものとしては第 13 条と第 14 条、被害者支援に関するものとして第 15 条を盛り込んでいます。なお、第 16 条及び第 17 条は再発防止の観点から加害者への対応や加害行為に関与した子どもへの教育・支援について規定をするものでございます。最後に施策推進に関するものとして、第 18 条で庁内の推進体制の整備、第 19 条として関係機関との連携、第 20 条及び第 21 条に事業者や保護者への支援、第 22 条につきましては、施策の評価・見直しを規定して、実効性を確保していきます。 長くなりましたが、議題 1 から議題 3 までの説明を終わります。よろしくお願いいたします。
●吉田会長	ありがとうございました。前回の振り返りと前回いただきましたご意見を踏まえまして、議題 3 までご説明いただきました。これから論点ごとに一つずつ議論していきたいと思います。 まずは、論点（1）条例が想定する範囲についてご意見を伺います。ここが条例に関わる議論の基本になりますので、皆さまの合意を得る必要があります。 それでは、論点（1）からご意見をいただけたらと思います。外枠は①～④全体を啓発・支援としてカバーするとしています。①②については、本条例の対象の範囲として対策・対応を講じるとしており、③④については、児童虐待防止法や刑法等の関係法令による対策等を講じるという形になっています。それから、子ども間

	の性加害行為についても、教育や支援の対象として、条例に含めるという流れでございします。
●坂本芽委員	対策・対応を講じる範囲で、こども性暴力防止法の適応範囲のところに①学校、児童福祉施設等、②民間教育保育等施設・事業がありますが、小学生の場合、放課後児童育成クラブに多くのこどもたちが放課後行っております。そこで、熊本市の場合は学校の施設を利用したり、連携しながら運営されたりと、教育委員会の管轄となっており、これは①に該当すると考えてよろしいでしょうか。確認をさせていただきたいと思っております。
●こども政策課 大住課長	放課後児童育成クラブについては②に該当するもので、熊本市が設置している施設については、今後こども性暴力防止法の認定の対象の事業になりますので、認定を取っていくかどうかで、①と同様の義務がかかるかどうかというのが分かれてくることになるかと思います。
●坂本芽委員	②放課後児童育成クラブと明記してあるのですがけれども、熊本市の場合は、①学校・児童福祉施設等の方が私の感覚では近いような気もしました。そこははっきりさせなくても大丈夫というところですか。
●こども政策課 大住課長	こども性暴力防止法の適用範囲としては、事業ごとになりますので、学校教育活動に関しては学校ということで①に入るかと思っておりますけれども、放課後児童育成クラブについては、②に分類されるということになります。法律上は認定対象ということになりますので、熊本市教育委員会の方がこの事業について認定を受けるか否かということ判断されて、認定を受ければ①と同じ安全確保措置というのが義務付けられるということになります。条例につきましては、この①②の全体を何らかの対策・対応を講じる場面として整理できないかということでご提案をしているところになります。
●吉田会長	基本的には可能な限りこぼれがないようにすることだと思います。他にいかがでしょうか。
●波口委員	先ほどの説明ですと、家庭内については、児童虐待防止法の制度で対策・対応を講じるという整理になるとのことでした。ということは、現状と大きく変わるわけではなく、この条例ができて基本的な対応は変わらないと捉えていいんでしょうか。 家庭内での性被害について、児童虐待防止法では性虐待は監護者によるものが対象となっています。一方で、実際にはきょうだい間や、叔父、いとこ、祖父などの家庭内被害も少なくありません。こうしたケースについても、児童相談所が制度の中で対応することになり、この条例ができたことによって対応が変わることはない、と、理解してよいのでしょうか。
●こども政策課 大住課長	今お尋ねあった家庭内での性的虐待が起こった後の対応につきましては、引き続き関係法令に基づく対応ということになりますと思っておりますけれども、事前のご家庭への情報提供でございますとか、被害が起こった場合の支援体制とか相談体制、そのあたりについては、全体として、啓発・支援の強化を図る場面として、整理をしてお

	りますので、一旦起こった場合の法的な対応に加えて、条例で例えば何らかの権限を強めて対応するとか、そういったところまでは想定をしていないというところになります。
●吉田会長	啓発等の活動は、念頭に置いていて、法的な問題が起きた場合は、関係法令で対応するということですね。他にいかがでしょうか。
●末富委員	今 P9 を皆さんご覧になっていらっしゃると思うんですけども、たぶん、この条例で盛り込まれるかなと思っており、前回のご意見を聞いて、加害者の支援について再犯防止という視点から考えるとたぶん①②③④いずれも対象になり得るものなので、ご説明とおそらくこの概念図の整合性が今一つ取れていないというかですね。例えば、家庭内できょうだい間の性暴力が非常に多いというふうに、被害者支援の方たちは皆さんご存知のことなんですが、加害者の支援というかですね、実親だったり、同居している兄弟姉妹の場合、加害を繰り返させないことに対しては、かなりいろんな重層的な体制が必要なので、この部分だと単純に啓発だけではなくて、支援というものも書いてありますから、ある程度やはり踏み込んだ内容がたぶん③④についても出てくるのかなとは思っています。 合わせて、こども間、今、兄弟姉妹の話が出てきたので、こども間も同時に対象になりますから、関係法令による対策・対応と書いてあるんですが、たぶん赤枠のところ啓発・支援の強化としか書いてないので、実際にある程度踏み込んだ記述もされうる条例になるんだろうと、特に加害者の支援というか、再発防止のところについてはそうなのだろうと思うのと、この赤枠の部分の表現をもう少し実際の議論がもうちょっと進んで既定路線になった時点で、整えていただけるとよろしいかなというふうに思いました。
●吉田会長	あとは加害者支援の位置づけは論点（6）でも検討することになります。これも条例の視野に入っているということが伝わる形になればいいと思います。他にいかがでしょうか。 範囲だけでなく、表現や言い回し等でこうしたらどうかといったご意見もあると思いますが。いかがでしょうか。前回の委員会で対象を漏れのないように幅広くといったご意見を出していただきました。それを前提に条例でどう整理していくかについて事務局からの提案がなされたことになります。条例としては可能な限り漏れののないよう努力した上で、他の法律等に委ねるべきものは、それらに任せるということだと思います。
●波口委員	条例の対象を起きる場所とか、加害者との関係性で限定するのではなくて、こどもが性暴力の被害者となるすべての性暴力を対象にしているという理解でよろしいでしょうか。
●こども政策課 大住課長	赤枠の部分の本条例に基づき啓発・支援の強化を図る範囲で、どの場面で起きた事案であっても、啓発・支援の強化を図る場面として整理しておりまして、具体的に学校の中でどんな対応をするのかとか、学習塾に対してどのような取組を求めるのかというところに対しては、①②の中で対策・対応を講じる範囲として整理して

	いるというところでございます。
●吉田会長	今のご意見も踏まえて、条例が制定する範囲については事務局案で対応することで、合意をいただけますでしょうか。 ありがとうございました。それでは事務局に改めて整理していただきたいと思います。 それでは論点（２）に移りますが、論点（６）までは、今後本委員会が複数回ありますので、今回まとまらない場合は引き続き議論していくこととしたいと思います。 論点（２）は本条例の位置づけ・性質についてです。事務局の説明についてご意見いただければと思います。
●野口委員	論点（２）の先行自治体の罰則とかは確認させてもらったんですけども、ほぼほぼ今の法律とか県の条例で、カバーされているのかなというような感じです。ここはあえて、何か罰則を取る、禁止行為を設ける必要はあるのかどうかっていうのは検討が必要なんだろうけども、今のところほぼカバーしているんじゃないかなというような現状かなと思います。
●波口委員	理念条例ということですが、理念だけを掲げて、具体的な実施事業や推進の仕組みが弱い条例という印象を持たれない方がよいと思います。理念を土台にしながら、推進体制とか基本計画とか、ガイドラインの策定とか見直しまでを条例で位置づけるような、理念と実行性を両立した条例にしていくことが大切ではないでしょうか。おっしゃるように、「条例とガイドラインの二階建て」という考え方で進めていくと良いのではないかと思います。 それと野口委員がおっしゃっていたことですが、私も条例の構想としては、禁止や罰則を中心とした条例ではなくて、こどもの権利を基盤に、予防・教育・相談・支援を総合的に推進するための条例という性格がいいのではないかなと思っています。
●吉田会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
●高岸委員	確認をしたいので質問したいんですけど、先ほど吉田会長がおっしゃってくださった論点で一応対象は定めておかないと先に進めないということを承知しているんですけど、この参考資料を確認しますと、法と異なる対象者を規制する横出しとありますが、ここの論点では、異なる対象者を規制するということは、これまでの判断基準を踏まえて検討する必要があるとして、またここで振り出しに戻ってしまうのではないかなと思ったんですけど、これはどう理解していくといいのでしょうか。 もう論点（１）で対象はこの赤枠で全部囲っているんで、この論点（２）で対象はまたいろいろと検討しなきゃいけないので戻っているんですけど、どう理解して進めていけばいいのでしょうか。
●こども政策課 大住課長	今お尋ねの件ですけれども、この文章に関してはこのように書いてあるんですけども、例えば、先ほどの表の①に対して、こども性暴力防止法で一定の安全確保措置というのが課せられるんですけども、それとは別に何らかの義務を条例で課

	すとか、もしくは法律に上乗せして、義務を強化するというようなものを想定して書いているところでございます。また、②に関しても法律上はその義務が課せられていないところに対して何らかの義務を課すのかということが今後の議論ということになってきて、この①から④の対象範囲の考え方については、先ほどご議論いただいた内容を踏まえて、論点（2）以降についてご議論をいただければというふうに考えております。以上です。
●高岸委員	よくわかりました。了解しました。
●吉田会長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。 個別事例の詳細についてはガイドラインでとの原則だと思います。そこで全体としては理念ということになります、それだけでは意味がない。条例が実効的であることを押さえておくことが求められるということですね。 今後も、細かい内容についてご意見が出てきて、それについて議論という形になると思います。そこで、現時点では、罰則等はほかの法令等でカバーされているので、ここでは、こどもを一番に考えて、その権利等をはっきり位置づけることが大事だということですね。事務局にはそうした流れで整理していただきたいということです。その他、いかがでしょうか。
●末富委員	資料の P11 と P12 のような規定を条例に入れるかどうかだと思うんですが、禁止行為、罰則の方はですね、特に事業者の話が前回出てきていたので、事業者の話はまた後ほど申し上げますが、禁止行為に関する規定はあった方がいいかなと思います。 なぜかということこどもを性被害から守る条例なので、こどもを守りたい、性被害とは何なのかについて、こども性暴力防止法ガイドラインに列挙されている不適切な行為というのはかなり広範な部分を含めて、市民にもそれはしてはならないことなんだよっていうふうに、市としてのメッセージだと思うのでそこは理念条例であっても、基盤となるこども性暴力防止法の規定をですね、ちゃんと明記して、これらからこどもを熊本市民は守らなければなりませんというふうにメッセージを発した方がいいと思います。なぜかという、それが無いと条例ができた後に啓発ポスターとか作るじゃないですか。その時に条例でも法律でも禁止されていると書いた方が強いメッセージになりますよね。条例では、こどもを守ることを理念にしていますだけでは、やっぱりちょっとの市としてのメッセージはおそらく一段下がってしまうので、明確に定義しておいた方がいいかなと思います。 併せて、今後アンケートを実施する時にも、実際のこどもたちや保護者がどういう危険を感じているのかも明確になってくると思いますので、こども性暴力防止法だって 100 点満点の法律ではなく、あくまでスタートラインに立ったに過ぎないわけですから、実証的な調査の結果も踏まえて、こども性暴力防止法に加えて、追加すべき禁止行為等があれば、検察庁とかとの調整は必要かもしれませんけれども、より明確に規定をすることも大事なかなと思います。
●吉田会長	ありがとうございました。今のお話は、ただ大事ですよと言うのではなく、市民

	も含めて、これはダメなことはダメだと明確なメッセージを発信すべきだということだと思います。他にいかがでしょうか。 罰則については、明確に規定しない方がいいというご意見もありましたが、明確なメッセージにした方がいいという考えもあります。その辺についてはいかがでしょうか。
●波口委員	禁止することと行動基準は分けて考えた方がいいのかなと思っています。もちろん罰則を設けないとか、そこを示さないでよいということではなくそこは、本当におっしゃった通り大事だと思うんですね。例えば、「何人も子どもに対して性暴力を行ってはならない」というような行動基準を示す表現もあると思います。こうしたことは、社会に対する明確なメッセージになりますので、そこはしっかり示していく必要があると思います。
●吉田会長	しなければならないとか、してはならないという表現ですね。 それでは、先ほど申しましたように論点（2）以降は場合によっては、次の会でも議論する機会があると申し上げました。ご意見がなければ、次に進んでよろしいでしょうか。 それでは論点（3）になります。子ども性暴力防止法等との関係についてということです。こちらについてはいかがでしょうか。
●末富委員	こちらなんですけど、前回の事業者のお話で出てきたと記憶しておりますが、私もその後、子ども食堂ですとか学習支援団体の方たちからいくつか意見を承っております。具体的に言いますと、まず下の市独自の制度の仕組みはいるんじゃないかと思っているという話をさせていただきます。なぜかという、例えば、学習支援団体や子ども食堂というのは、自治体からの委託事業を受けている場合がかなり多いんですが、来年以降ですよ。12月の法施行以降、認定事業者でなければ、自治体の事業の受託ができなくなりますかという質問がいくつも寄せられており、小規模な団体ですとか事業者にはかなり難しい仕組みなんですよ。初発の段階で認定事業者になるということは。なので、まだそこまでの組織的体力はないけれども、例えば、熊本市独自の認定の仕組みを作って、研修等の受講義務だとかの相談先がここだによって知っているとかですね。というのを例えば年一で更新し続けることで、市の事業の受託ができるようにしていくような仕組みがあった方がいいのではないかなというふうに個人的には考えています。もしこれが熊本市の条例でできれば、他の自治体への波及の効果も非常に高いので、先ほどのP9の図で言うとですね、②の青線で囲まれていない部分の認定事業者になれないけど、実際に子ども相手の現場をお持ちの事業者や団体に届く仕組みになるのではないかなというふうに思っています。 あわせて、補完的機能の上の方もそうなんですけれども、実は補完的機能もかなり大事で、前も申し上げましたが、イギリスですね。特にイングランドでは自治体の主催する研修がかなり活発な自治体がいくつかあって、それを地域で子どもを見守る大人たちが立場を超えて、自分のところの現場では、こういうことがあって、

どうしたらいいんだろうとかですね。ただの研修じゃなくて、ワークショップ形式で実践的な対応を学んでいくというのもあるので、これは両方あった方がいいかなと思います。

あわせて、実は日大チームにはこども家庭庁で昨年度まで職員をされていた方と今の職員医師として従事されていらっしゃる方が2名アドバイザーで関わってくださっているんですが、こども家庭庁サイドにも寄せられているのが認定事業者になった時にけっこう事業者に関わる大変なことが想定されていることです。まず、加害の疑いをかけられた方は、職務を一度停止しなければならないこととなりますが、その間の給与保障のあり方であったり、あるいは冤罪の可能性であったり、調査の手法が適切でなかった時に、本当は潔白なんだけれども、加害の疑いをかけられた人からの訴訟のリスクがあります。そうならないとか、適切な調査をしましたよと言うための専門的スキルを支える仕組みがまだ構築されていない。これがちゃんと自治体ベースで構築されないとやっぱり認定事業者も支えられないので、ここに対しての熊本市の支援の制度だったり、助言の制度があることがまず重要なと思います。

こどもの権利の話が先ほど出てきて、この条例はこどもの権利基盤でなければならないと思いますけれども、こどもの権利を基盤にして、関わる専門機関が二次加害を起こさないようにする措置というのがいると思います。野口委員を前にして申し上げるのが大変恐縮なんですけれども、警察に勇気を持って被害届を出したとしても、その後の警察の対応で傷つけられる被害者や当事者はこどもの被害者にも多いです。という意味で言うと、この条例を契機に熊本県警の管轄ですけれども、県と市が足並みを揃えてですね。警察こそやはり二次加害を起こさないような研修というか、先ほど申し上げましたけど、分野横断型の自治体主催のワークショップとか必要だと思います。警察の方や児童相談所の方も含めて、そこにいることによって、こういう場面で被害者やご家族が意図しない、警察の意図とは違うところすごく嫌な思いをしたり、例えばですけど、私が実際関わった事案であるのが、被害を受けた時の衣服を被害者に返却しようとなさるんです。警察のルールで。でも、そのこと自体が被害のトラウマを思い起こさせるものなので、実はやってはいけないことの1つなんですけれども、でも警察には警察のルールがあるじゃないですか。ということがみんなここから共有しなければならないです。という意味で言うと、補完的機能も必要だし、市独自の連絡協議会とかは当然立ち上がると思うんですけれども、その目的が二次加害を起こさずに、適切な被害者の支援、加害者の再発防止につなげますよというようなことに、同じゴールに向かってちゃんと進めるようにしていただきたいなと思います。

特に調査だったり、事業者はその時に自分たちがすごいしんどい思いをなさるので、そこについて、専門的助言ですね。訴訟リスクも踏まえて、弁護士等から助言を受けられる仕組みがあると認定事業者になっても、どうしようと思わずに、とりあえず市に相談するんだとなりやすいですし、認定事業者にならなくても市の研修

	だったり相談の仕組みがあれば認定事業者じゃないけど何かあった時に同じ仕組みで動けるんだよというふうに、こどもを性被害から守るという趣旨に対して進みやすくなるかなと思っております。 とにかく認定事業者であるかないかに関わらず、まず事案を起こさないことと、事案が起きた時にこどもも家族も守られる、そして事業者や学校にも守られる仕組みを主として整備していただきたいなと思っております。
●波口委員	ちょっと今話されていることの論点からずれちゃうかもなんですけど、二次加害、二次被害のことをおっしゃっていたので、少し補足させていただきます。二次被害は、被害者が一次被害を受けた後、その後に関わる様々な機関で起きます。 先ほど警察のお話もありましたが、医療機関では精神科や産婦人科でも起きますし、検察庁や裁判の時も二次被害的なことが起きます。私たちのような相談機関でも、相談員の何気ない発言で二次被害を受けることがありますし、学校の先生からも受けることもあります。実は家庭内で保護者から受けているケースもあります。親は心配してこどもに声をかけるのですが、その声かけの中身を聞くと、「これはきついな」と思うことがあります。例えば、「早く忘れてしまいなさい」といった、こどもにはどうすることもできないようなことを言われていることもあります。だから、なぜその言葉が二次被害になるのか、なぜその態度が二次被害になるのか、ということを基本的に理解しないといけないのではないかと思います。本質を理解するような様々な研修が準備される必要があると思います。
●吉田会長	ありがとうございました。認定という仕組みを作ると、保護者が自分たちのこどもがかかわる組織や団体が認定されているか否かに関心を持つことになるでしょう。 また、今のご意見のように一次被害だけでなく二次被害等、考慮すべき課題の範囲は広いですね。研修と言っても、その内容が大事で、かつ定期的、継続的に設定することが大事になります。そのためには費用等はかかりますが、問題の発生を予防するためにも欠かせないものでしょう。そういう研修を公式化し、それを受講していることが信頼の証になることが大事でしょう。 また、お話に出ましたが、団体や組織の間での言葉を共有化することも必要です。同じ用語や言葉が組織によって異なっているケースもあります。 コミュニケーションの典型的なトラブルとして「言った言わない問題」があります。そうしたときは、いずれかが譲って、「私は言ったけれど、あなたが聞いてないって言うなら、もう一度言うよ」「私は聞いてないけれど、もう一度言ってちょうだい」で問題は解決します。ところが、同じ言葉でも、もともと意味が違っていると、「わたしがこう言ったのにどうしてしないのか」「あなたが言ったからその通りにしたのに、どこが問題なのか」とそもそも解釈が違っているものだから歩み寄りができずに混乱する。こうした点を押さえて関係機関の間で共通の辞書を作るといった試みが必要になると思います。 ほかにいかがでしょうか。

●田中委員	トピックとして出ていると思うんですけども、聞き取りを性被害みたいなものが起きた時に聞くんですけど、こどもはけっこう記憶がどんどんすり替わっていったりして、それが最終的に裁判になった時に証言が入れ替わっているのを認められないみたいなことがけっこうあるような気がするんですよ。 学校の中で性加害が疑われた場合は、児相にすぐ通告して、司法面接なり何なりというような場面があると思うんですけども、その手前の、例えばお風呂にお父さんがいきなり入ってくるとか、なんか用がある時にいきなり窓を開けられるのは嫌なんだみたいなことっていうのはけっこう学校の中で相談があります。そういうような性暴力みたいなものについてどのような聞き取りを一番初めに会った事業者がしていくことの危険性みたいなのが非常にあるので、その辺もこの実効性のところの中に入ってこれないのかなと感じました。 結局それがきっかけで、裁判になった時に、性虐待っていうのも認められなかったっていうようなケースがけっこうあるかなと思います。
●吉田会長	いろいろなご意見が出ていますが、事務局から委員のご意見に対して何かございますか。
●こども政策課 大住課長	条例の中でどの部分を条例としてきちんと規定していくのかということと、ご提案いただきました取組について、ガイドラインで示して整理をしていくのかという、その棲み分けは必要だと思いますけれども、今ご提案いただいた内容についてしっかり取り組めるように考えていきたいと思っております。
●吉田会長	よろしくお願いします。それでは、論点（3）まではよろしいでしょうか。 次の、論点（4）こどもや性暴力の範囲についてです。事務局の案では、こどもは18歳未満の者で、高等学校等に在学する18歳以上の者を含むという表現になっています。これについてご意見等をいただければと思います。
●田中委員	18歳未満は、高校3年生は18歳未満になりますよね。その中で高校に在籍していればということなんですけど。いわゆる高校を退学しているこどもがこの中から漏れてしまうんじゃないのかなというふうに思います。意外とその子たちが被害に遭うことが多かったりするのかなと思うとその子たちも救えるような仕組みができないのかなと思いました。
●吉田会長	高校の場合は学校ですので、教育的な視点から18歳以上も含むとなっています。現実には様々な事情から年齢としては少し高くても、高校に在籍していれば対応することになるのでしょうか。
●こども政策課 大住課長	ありがとうございます。この定義について、こども性暴力防止法の定義に合わせているということで、例えば条例では今おっしゃったような年齢を違う設定をした場合に、事業者に関してはこども性暴力防止法の定義と条例の定義を分けて考えていく必要があるというところです。おっしゃった意味は十分理解するんですけども、別々の定義というのは混乱というかわかりにくさというところで、合わせるということでご提案させていただいているというところでございます。
●波口委員	私も18歳を過ぎた方たちの支援に何回か関わってきたので、やっぱりその年齢

	は本当に微妙だなというふうに思っています。そこをカバーするには、基本は法律に合わせて「18 歳未満の者をこどもとする」という整理でよいと思うのですが、例えば、18 歳以上の若年者についても必要に応じて相談支援、教育その他の施策を講じるものとする、と規定を設ける方法もあるのではないかと思います。あるいは、被害が発見されるのは、未成年の時に受けた被害が 18 歳、19 歳、20 歳になってから発見されることもあります。ですから 18 歳未満で被害を受けた人については、現在の年齢に関わらず継続した支援が受けられるよう、必要な施策を講じるといった規定など、何かカバーできるようなものを加えていただけるといいなという気がします。
●吉田会長	制度上の年齢は、法律との関係で 18 歳が一つの基準ということですが、先ほどお話いただいた 20 歳ぐらいになって、17 歳の時の被害を訴えた場合、18 歳以上だからそれは対象にしないといった対応はしないということかと思います。 法律と条例で制度上はどうですか。そういった過去に遡っての対応を条例でカバーすることが可能でしょうか。
●村田委員	どういう条例にするかでももちろん可能だと思いますけど、学校に在籍をしていない状態のこどもをどうするかという問題ですよね。 誰がどんなことを支援してあげられるかという条例を作るかですけど、学校が関われないのであれば市がやるしかないんですかね。あとは、民間の事業者が関わっていればその事業者が支援を担うことになりますかね。そのこどもがどこかの機関に関わっていれば対応が可能だと思いますが、どこにも関わっていない場合には一般的・抽象的に市として、そういう子に対してこういう支援をするんだと謳うことはできても具体的にどうやるかという問題が起きるかもしれません。
●吉田会長	おそらく研修や相談窓口においては、波口委員がおっしゃられたケースもカバーできなくはないと思います。ただ、条例で対象となる年齢区分を決めている場合、数年前のことになると範囲が広がりすぎて対応が難しい気がします。そうした場合は、別の組織が必要になるのではないのでしょうか。
●田中委員	20 歳ぐらいになって訴えてきて、自分が若い時に受けた性暴力について訴えられないのは、ひょっとしたら他の法律的なところで議論をされなくちゃいけないことになるのかなと思うんですけど、私がやっぱり違和感があるのが、今回、こどもが性暴力を受けた時のその後の影響の大きさとかを考えた時に、発達年齢的に、どこかに在籍をしている子は守られるけど、その同じ年齢で在籍していない子は守られないっていうのが、こども性暴力防止法と条例との関係があるからややこしくなってしまうというのは十分よくわかるんですけど、そこをどうにかクリアができないのかなと思っています。 そういう子たちがなかなかこういう条例までは見ないのかもしれないんですけど、メッセージ性というものを考えた時に学校に行っていたら守られて、学校に行っていなかったら守られないんだっていうメッセージになってしまうのではというところがすごくモヤモヤしているところです。

●吉田会長	条例としては対象を決めないと対応できなくなるので、年齢を設定するのもやむを得ないのではないのでしょうか。先ほど申し上げた相談窓口や研修等で対応することは可能かもしれませんが、こどもの定義は決めておかないといけないと思いますが、いかがでしょうか。
●末富委員	こども性暴力防止法は確かに成年に達した人は原則対象外なんですが、こども基本法は年齢規定を置いていないので、どのように書くかだなんていうのと、あと年齢規定を厳格にしなければならない条項がこの条例の中に出てくるのかどうかが多分判断のしどころなので、そのあたりは今後の具体的内容とも関わりながら、焦って18歳で切りますみたいなことはしない方がいいかなと思います。 イギリスもですね。こどものセーフガーディングの政府のガイドライン等には、18歳以上から相談があった時にも関係機関で対応してねということが書かれているんですよ。 例えばですけど、熊本市立ではないんですけど、熊本県下には高等専門学校がありますよね。そこは15歳から概ね20歳程度までの教育機関ですけども、そうすると学校に所属しており、高等と同じ中等教育段階を持っていて、そのまま在籍していくタイプの学校はどうなりますか、みたいに18歳で同じ学校に所属している人たちの扱いが変わりますかということにもなるので、そのあたりを18歳で切るかどうかというと、高等専門学校の1年から3年で切れというのがこども性暴力防止法ですけども、今回は自治体条例なので、自治体のこども・若者の実態に照らし合わせると、多分④でその他条項があった方がいいかなと思います。 確かに高校中退した子たちにとっては、相談先を知る機会もない場合も多いですし、支援先も知らないこともあるかもしれないけれども、その人たちこそ対象になりうるというのは、できれば中学校の時点で学んでほしいとかですね。別に学校にいろいろがまいが関係ないんだというメッセージを、市民を守る熊本市としては強く発していただきたいということを考えると、④その他条項はあってもいいですし、特に被害者支援は18歳になったかならないかではなく、やはり継続性が求められる分野ですので、やっぱり後になってやっと言えるようになったとか、やっとなあれが性被害ということがわかったときにも継続的にサポートが受けられる仕組みであるとするなら、まあ④その他は入れる前提で、何の条例の項目と結びつけて18歳までとするか、広く対象とするのかは慎重に考えた方がよろしいかなと思います。
●村田委員	日本でも少年法では18歳19歳も対象にしている成人になっても少年法を適用して少年として処遇を考えていますし、離婚した後の養育費の場合でも大学を卒業するまでという取り決めに普通をやっていますし、未成熟の者という言い方をしていますけれども、十分対象になるのでできると思います。 確かに性被害はずっと後になってから申告することがありますよね。これもどうするか、30歳過ぎて小学校時代に実はこんな経験があったというのを言ってきたときに、どこの機関がどう対応するかとかですね。そこまでいかなくても、18

	歳未満の子でも小学校時代に経験がありましたと高校で訴えた場合に対応を高校がするのかなどの問題もあるかなと思います。
●波口委員	過去の被害のご相談も、私たち「ゆあさいど」は性暴力ワンストップ支援センターですが、小学校時代に家族から受けた被害や、友人から受けた被害について、10年後、あるいは20年後になってご相談に来られるケースは少なくありません。そうなるともう事件化は難しくなっています。ただとても生きづらさを抱えていて、それが被害と関連しているんじゃないかということで、SOSを出して助けを求めに来られるケースも結構あります。そうした場合は、とにかく面談を重ねていきます。定期的に面談を行い、長い方だと1年と2年とお話を伺いながら、その被害の経験を整理していくことになります。例えば、18歳、19歳で相談にこられた方でも、被害は中学時代や高校時代のことで、事件化は難しく、証拠もないということが結構あります。それでも回復したいというニーズはとても高いんですね。リストカットをしていたり、オーバードーズをしていたり、本当にしんどい状況で、家族にもなかなか言えないし、理解してくれる人もいないというような時には、やっぱり相談期間にSOSを出して助けてもらいたいという思いで来られます。そうすると、必要なのはカウンセリングですが、ゆあさいどでは現状、臨床心理師によるカウンセリングは1回のみ無料です。他の都道府県では、例えば10回や15回までは無料で受けられる仕組みがあるところもあります。若い人ほど経済的な余裕がなく、カウンセリングの費用を負担できないことが多いんです。 そういうところが、条例ができることによって、安心して一定期間カウンセリングを受けられるような制度になっていくといいなというふうに思います。
●吉田会長	ありがとうございます。論点(2)以降については次回にも検討いただくことになると思います。今日は年齢について様々なご意見が出ましたので、事務局でこれを踏まえた案を作成していただければと思います。
●波口委員	今、年齢のことは議論したんですけど、性暴力の範囲についての定義の議論も必要かと思いました。 他の自治体の条例を見ても、比較的刑法第何条に該当する行為というよう列挙しているものが結構あります。でも、私はむしろ、実際のこどもたちの被害を考えると、例えば性的なからかいを受けた、性的なあだ名をつけられた、容姿に対する性的な発言がされた、SNSで性的画像を送られたり拡散されたりする、性的なメッセージを送り続けられるなど、そういういろんなものがあるので、そういったものも含まれるようなものだと思います。いわゆる刑法で規定されているような行為だけではなく、包括的な定義として、例えば「性暴力とは、性的な言動その他これに類する行為によって、こどもの意思に反して、又はこどもの発達段階に照らして、自由な意思に基づく同意を得ることができない状況で行われるものであって、こどもの安心・安全、身体、心又は尊厳を侵害する一切の行為をいう」という定義案を考えたんですけど、こういう形の包括的な定義にしてはどうかと思っています。

●田中委員	いいなと。犯罪行為であるかどうかと性暴力とは違うと思うんですよね。ただ一方で懸念されるのが、いじめのところもそうなんですけども、被害を受けた側がどう感じるかみたいなのところまで含めてしまうということになったら、その被害を受けたら、今度はどうしなくちゃいけないかみたいなのところが、「私は性暴力を受けました」ということを、これは性暴力ですよというふうに定義の中にも全部当てはまっちゃう。そして、その全部当てはまっちゃうということは、「あなたは性暴力をしましたよね」ということになって、そして、それについて、罰則はないかもしれないんですけど、条例の書き方によっては、人と人との関係を分断するような、そういうものを訴えることによって相手を攻撃できるというようなものになってしまうかもしれないっていうところの懸念があって、そこをきちんと整備したうえで包括的なものにしないともうすべてがおそらく性暴力だというふうに現場の中で置いてみればですね、すごく言われるようになるんじゃないのかなと思います。例えば、教員からちょっとわからないところがあるから残っておいてと言われて、2人きりで男の先生と一緒にあって嫌なんだ、すごく性暴力だったんですっていうのも、その子にとっては性暴力であるとなっちゃうんですよね。なので、そのこの整理をしっかりしておく必要があるなと思います。
●波口委員	今、田中委員がおっしゃったように、本当にどう人が感じるかということで言うと、感じ方はそれぞれあるので、そういう心配ももちろんあると思います。だからこそ、子どもたちに向けて、性暴力とは何かを学ぶことが大切だと思います。例えば、境界線の侵害であること、体の境界線や心の境界線など、相手の安心安全を守る境界線に同意なく入り込むことが性暴力なんだ、ということ、その境界線を守るためのルールがあり、そのルールは安心・安全を守るために必要なものだということを学ぶ必要があります。嫌な体験をしたからといって、それだけで性暴力になるわけではありません。その学びは小学校の低学年の頃から積み上げていかないと、性暴力ではないものを性暴力と言ってしまったり、その逆に、本当は性暴力なのにそう認識できなかったりする可能性があります。それこそが学びであり、その学びは、いじめの問題やDVの問題など、さまざまな問題に関連していますので、非常に大事な学びの機会になるんじゃないかというふうに思っています。
●末富委員	性暴力とは何かの定義はやはり必要ですね。子ども性暴力防止法のガイドラインにも不適切な行為というのが列挙されていますが、あれ以外にも性暴力になり得るものはたくさんあるので、子どもを守るという視点からは、やはり性暴力というのは、子どもの安全を脅かされる行為なんだと、グルーミングとかもそうですけど、仲良くなりそうに見えて、実は境界線を切り崩してくる人がいるわけですよね。という意味では、今から学校の先生方も市民も学んで実現していく人が多くなると思うんですが、その段階だからこそ逆に性暴力の定義は、広く取っておく方がいいかなと思います。 性暴力はやっぱり子どもの安全とかを切り崩していく行為です。全般がもう性暴力といってもいいぐらいなので。しかも、性別、男性から女性だけではなく、同性

	間でも起きうることだし、多様なセクシュアリティのこどもの仲間同士でも起きていることなのですね。広くとした方が良いかなと思います。 条例レベルなので、それを根拠にこれは性暴力だということまでいくかどうかはちょっとまだわからないです。日本社会全般のリテラシーの低さを考えると、まず考える発想そのものを知っていただいて、ただ日本で教育を受けている人たちのリテラシーの高さから言うതുですね。知れば考え方がちゃんとわかって実現できる人が多いと思いますから、まずやはりきちんとした定義で知ってもらおう。そして、こどもの権利や尊厳を守る視点からの定義で知ってもらおうというのが、特にこの場にいらっしゃるような地域のリーダーになっておられる皆さん方に対しては大事ですし、認定事業者にも同じ定義を伝えて、こども性暴力防止法というのは性暴力の一部のことを明記しているだけで、本当にいろんな場面で起きるんだよということを知ったうえで、みんなちょっと行動を変えていこうよというふうになるといいなと思っています。 だから、たぶん今日の提案とか最初に理念条例という部分が出てきましたが、理念条例にするにしても、性暴力とは何かという定義は不可欠なので、そこで国の法令よりこどもを守るという視点からより包括的なこどもの権利基盤で定義が入ると良いかなと思います。
●吉田会長	ありがとうございます。この件につきましても、さらにご意見が出てくると思いますので次回の検討委員会でも検討することにしたと思います。 それでは1時間半ほど経ちましたので15時40分まで10分間の休憩を入れたいと思います。
(休憩)	
●吉田会長	それでは、論点(5) 責務規程の範囲について、市から市民まで入っていますが、この他の対象などについてもご議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。
●末富委員	保護者当事者として申し上げますと、保護者がまず、こどもに性教育が実施できるかどうかはかなり危ういです。あと、こどもが被害にあった時の保護・支援についても、保護者も適切な相談先に繋がらなければ、私もどうしていいかわからないので、何を書けばいいのかわかりません。ただ、性教育の実施と書かれてしまうと、その責務を果たせるかなと思うので、まず市の責務の中にこども・市民・保護者の啓発をちゃんと書いていただいて、保護者がそれに基づいて、適切にこどもと性に関する知識を共有する責務を有するぐらいであれば、まあまあ頑張ればできなくはないかなという感じなんですよね。あとはこどもが被害にあった時の保護・支援についても、保護・支援先に相談しようねというような、相談をすることみたいな強めの努力義務を書いた方がいいかなと思っています。あと、こどもについては先ほどのこどもの権利ベースの話で言うとまず自分の心と体が守られる権利をちゃんと学ばないといけないから意識じゃなくて権利です。あと、自他の尊重もそうなんですけど、まず権利を学ばないと自他の尊重も民主主義社会では成り立たないので、そこをちゃんと書いていただきたいです。そうすると学校の責務、事業者等の

	責務についても、同じくこどもの権利や性に関する知識の学びの上に成り立たないと、みんな目指す方向がバラバラになりますから、基盤をみんなが学んだうえで、どう実現していくかを考えるということがかなり重要になるかなと思います。保護者が同じことを学んで、適切に保護・支援に繋げる、繋がることを責務として書いていただけると保護者としては、これならやった方がいいなと思えるというふうに思いました。いきなり性教育を実施しろとか言われると何をどこからどう教えたらみたいに怪訝に思われるかと思ったなということです。
●吉田会長	ありがとうございました。今のご意見のような具体的な内容については、これから調整や追加、修正ができると思います。対象そのものについては、さらにご意見はございますか。いかがでしょうか。
●田中委員	末富委員が言われていたことを私もすごく言いたいと思っていました。責務はこどもに課さなくちゃいけないのかなみたいなものをですね。こどもは性被害から守られる側なんで、おそらくこどもが加害に回った時に、それに対して責務をどう課すかみたいところで出てきているんだと思うんですけど、そこはちょっと違う文脈で論じられるのかなと思うと、なんとなくこどもにそもそも責務みたいところがどうなのかなというのは少し思いました。保護者も加害者になってしまっている場合もあるので、市がこう適切な情報をきちんと保護者やこどもに提供するとかですね。学校が提供するみたいなものはあるかなというふうに思っているんで、保護者は例えばこどもの性被害みたいなものをこどもの友達から聞いた時に、学校に伝えるとかそういう責務としては言えると思うんですけど、こどもの責務はなかなか難しいなみたいなことをちょっと感じました。
●末富委員	関係機関が抜けています。ここにいらっしゃる皆様方で言いますと、児相とか警察や医療機関もそうですよね。イギリスの場合に関係機関もそれぞれこういう責務を有する、こういうふうに連携するということがこと細かにガイドラインになっているので、特に管轄が警察の場合には、県になるので、たぶん市条例に明記しておく意味はあります。あと、病院とかもそうですよね。個人系のところから熊大病院のような国立系の機関もあるというふうなことなので、関係機関の責務とか役割について、簡単でいいので、こどもの性被害の防止だったり、あるいは被害者支援のために熊本市と積極的に連携したり情報を交換したりして、例えば要対協みたいな協議会を創るとするとこういうところに参画してねというふうに書けると理想的かなと思います。
●吉田会長	ありがとうございました。事務局にはお出しいただきましたご意見を踏まえてご検討をお願いします。 それでは、論点（6）加害者支援の位置づけについてです。具体的には、「被害者支援、再発防止のために加害者への対応についても位置付ける」、「加害行為に関与したこどもに対しては、発達段階に合わせた教育・支援を講じる」というものですが、ご意見等をいただきたいと思います。
●波口委員	私個人は、こどもの性的問題行動と大人の性犯罪は、少し分けて考えた方がいい

	のかなと思っています。どちらかと言えば、問題行動があるこどもの支援というところで考えてみてはどうかと思っています。そうすると「加害者支援」という言葉ではなく、例えば「再発防止支援」とか「性的問題行動に対する専門的支援」、「教育的・福祉的支援」といった言葉に少し変えた方がいいような気がしています。やはり、こどもが性暴力につながる行為を行った場合には、その背景を理解し、発達段階に応じて専門的な支援を受けられる、そういう体制の整備に努めるということを条例の中で謳っていただけるといいなと思います。
●高岸委員	僕も今の波口委員がおっしゃったように、大人とこどもを分けなきゃいけないかなというのは同意するところですし、こどもに関しては、対象の中に入りましたけど、ここの加害者支援として位置づけるかどうかは僕は疑問視していますけど、それはさておきですね。成人の加害者への対応の位置づけで、どう位置づけるかと考えると懸念ばかり浮かびますので、そこをちょっとコメントさせていただきたいなと思います。 前回の検討委員会でも述べたところの反対のように聞こえるかもしれませんが、要は実効性がすごく危うくなるんじゃないかなというふうに思うんです。というのも、裏面にある他の自治体の加害者に対する条例というのは分かっていますし、そこで定めていることも知っておりますけど、改めてこうやって見てみますと、2本柱と言いますか、届出をするということともう一つが相談治療支援を行うという2つが定められていますけど、その課題や限界も踏まえると、これに倣うべきなのかなというのを懸念しています。 まず本市では、相談や治療資源というのがまだほぼないわけですね。なのに、治療を受けましょうね、相談を受けましょうねということが述べられると実行性がないものを書かれると加害者の心理としては、その程度でいけるのかというですね。結局、自治体が条例まで定めたけれど、これだけ抜け道があるというふうにとこの重大さを下げられるような意識が広まらないだろうかという懸念ですね。 もう一点の届出の制度にしても課題点に書いてあるように、その効果検証がしづらいし、この届出の先進国の北米とかの取組でも、届出をこう進めた結果、件数が減った、再発数が減ったという根拠はないんですよ。むしろサンプリングにもよりましょうけど、届出制度を定めたところを追跡調査すると定める前よりも増えるというような報告もあつたりします。ケースの報告の中によると未成年に至っては、むしろ生きづらくなっているということもあります。常識的に必要だろうと思うことが逆効果になるってということもありましょうから、届出をさせるという他の自治体もやっているからやりましょうかねというふうに安直にならない方がいいかなと思います。根拠がまだないのに前例があるからということでやって裏目にでるということは避けた方がいいので、すごく慎重になった方がいいかなというふうに思います。
●吉田会長	ありがとうございます。周りの加害者支援は環境が整ってからでないと対応できないのに、「支援」という言葉だけが出てくると、実現が伴わず軽く視られるなど

	の問題が起こってしまうのではないかということです。
●波口委員	今おっしゃったように、私たちは支援の中で裁判をいくつも傍聴しているんですけど、加害者側は、量刑をなるべく少なくするために、「治療を受けます」と言ったことを裁判の中で言うことがあります。ただ、実際にそれがちゃんと履行されたかどうかは全然わからないし、強制力は何もないんですね。だから、罪を軽くするためには、そういう主張がされることはありますけど、でもそれを確実に実施させる仕組みがないので、結果として抜け道になっているような気がします。
●吉田会長	非常に大事なご指摘ですので、このあたりについては事務局でご検討いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。
●末富委員	イギリスの刑法のスキームだと治療命令がそもそも司法の命令として出せて、受けていない場合には、執行猶予停止になるはずなので、ただそれをたぶん市条例では課せないと思うんですけど、念のため検察庁等に確認していただいて、逆に言うところこれは議事録に残しておく意味は何かというと、日本の刑法の欠陥がそこなんですよね。刑罰を軽くするために治療命令を受けますと一時的に言ったとしても、継続率はかなり低いことがわかっていますよね。すでにケーススタディからは。なので、そこを変えるためには、条例では無理なんだということを証明しておく必要があります。 そのうえで、高岸委員がおっしゃることがごもっともで、加害者の再犯防止に使える正式な機関やリソースが我が国には存在しない。なぜなら司法が治療命令を出さないからなんですけど、やはり医療機関でのカウンセリングが可能なので、その体制を整備することについての市の責務も明記はすべきだと思います。まずそこから始めないと治療命令を出せるようになっても治療できる先が日本にはほとんどない。たぶん一番近くて福岡市だと思いますけども。という意味では、どの県にも必ず拠点機関がある状態を実現していくために、まず熊本市が頑張るというようなことから始める必要があるかなと思います。
●吉田会長	方向性としては、もちろん加害者支援を前提とすることは必要だとして、それを具体的に実践可能にしないと、ただ書いただけで終わるというご指摘だと思います。事務局にはこのあたりを踏まえて、ご検討いただきたいと思います。
●村田委員	それに加えて、これもどこまでできるかですが、こどもが加害をした場合の保護者の責務みたいなものを盛り込めないか、受診とかですね。カウンセリングを受けるとか支援を受けるということを拒絶する親がいて支援に繋がりにくいことがあります。どこまで強制できるかはありますが、それを盛り込んでほしいと思いました。
～議題２ めざす姿（案）～	
●吉田会長	ありがとうございます。いろいろなご意見をいただきました。事務局は大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。 それでは議題２ めざす姿（案）ということでございます。これについて、いかがでしょうか。

	スローガンとしては「こどもの性被害は生まない熊本市を目指して：地域全体で見守り、ともに互いに支え合い、こどもたちが安心して生活し、成長できるまち」なども考えられると思いました。また、流れとして「支援」は当然なのですが、加害者に対する教育・指導も含められないでしょうか。ただ、図中に「支援・指導」と入れると、被害者に対する指導と受け取られるかもしれないので、むずかしいところだと思います。
●坂本芽委員	私の個人的な印象かもしれませんが、このめざす姿（案）は、こどもの性被害を生まないことについて今議論をされていて、もしスローガンにするのでしたら、私はもっと前向きで明るい未来が見えるようなスローガンの言葉の方がいいなと思いました。実質、性被害を生まないために、そういうまちづくりをしないといけないという意味は十分わかった上なんですけれども。自分でしたら、「こどもの心と体の安全が守られる熊本市」とかですね。前向きな言葉の方がいいなと感じたところです。
●吉田会長	スローガン的なものですから、開発ポスター等に入れて入れます。そこで、このことに関してご意見があればメールも含めてご提案いただければと思います。
●波口委員	私はこどもたちに未然防止講座をやる時に、いつも「こどもたちを脅しちゃいけない、怖がらせちゃいけない」ということを大切にしています。やはり、こどもの権利から入りながら、こどもをいかにエンパワーメントするかが大事だと思っています。こどもが知識を身につけることで、自分で自分を守れるようになること、人の境界線を侵害しないこと、そして安全な関係の中で触れ合うことの大切さを伝えたいと思っています。触れ合うこと自体が危険であるかのようなマイナスメッセージが、こどもに伝わってしまうのは本当にもったいないと思います。だからこそ、「安心安全に触れ合うことはできる」ということを伝えたいんです。私は、境界線というのは、人と人を引き離すものではなく、お互いが安心安全に触れ合うことのできるための線なんだというメッセージを伝えています。だから条例も、こどもが本当にエンパワーメントされるようなものになるといいなというふうに感じています。
●中村委員	めざす姿（案）のこのスローガンは対外的に出すために考えているものですか。それとも内密にというかそれ大事だよねというものでしょうか。それによってちょっと違うかなと思っていますがいかがでしょうか。
●こども政策課 大住課長	今回、めざす姿（案）に関しては、今後その条例ができた時に、広報とか啓発とかそういった時に、どんな条例だよということが、簡潔に分かるようなイメージとして、作りたいというふうに考えております。そして、市全体のこども計画とか総合計画での目指すものとしては、「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」という全体の目標がありますので、今回はこの条例、特に性被害防止という観点における目指す姿というものを提案しているということでございます。
●中村委員	ありがとうございます。公に出す文言だったら、もちろんこれはこどもの性被害

	防止のために作られている条例ではあるものの、性被害とか性暴力と大きく出さない方がいいのではないかなと私も思っていて、やっぱり一人一人のこどもの人権、権利が尊重されてというような中身からやそういう言葉から入った方が親しみやすいというか、読みたいと思えるんじゃないかなとそう思って発言させてもらいました。
●吉田会長	ありがとうございました。この点については、概ねこうした流れでよろしいとのご意見だと思います。その上で、スローガンも含めて、より前向きなものにするのご意見は大事なことだと思います。そこで、めざす姿（案）は事務局案の方向で進めてよろしいと思いますが、具体的な内容や文言については検討することになると思います。今後、私と副会長と事務局で検討をして、その結果を委員のみなさまへお知らせするというところでよろしいでしょうか。
●田中委員	この表のこどもの性被害を生み出す背景・要因・課題の中の早期発見対応のところなのかなと思ったんですけど、こどもが性被害を訴えにくいのかなと。例えば、話したら大事になるとか、自分が家で住めなくなっちゃうとか、学校にいらなくなるとか、噂されるとかって、その性被害を訴えた時にしっかりこどもが守られるというような視点をどこかに入れておいていただくとこどもを守る施策になるのかなというふうに感じました。性被害に気づくというのは、我々側の方なのかもしれないんですけど、訴えやすいみたいなものがここに入るといいなと思いました。
～議題3 骨子（案）～	
●吉田会長	ありがとうございます。 それでは、骨子（案）になります。ご意見をいただきたいと思います。
●末富委員	会議の冒頭のところで波口委員がおっしゃったように、こどもの権利基盤の条例である必要があるので、まずは前文からこども基本法や子どもの権利条約と熊本市のこども計画に基づいて作っていることが極めて重要なかなと思いますので、狭い条例にせず、やはりこどもの権利の基盤から考えて、こどもが守られることが当たり前であるという、そして、その守られることが当たり前にする中で、特にやっぱり性暴力は非常に深刻な課題なので特出しで条例にしますよということが書かれる必要がありますねということです。 そして、目的についても理念条例という前提ではあるかなと思いますが、先ほどのP20のめざす姿（案）と関連すると思うんですけども、こどもたちへの性被害がそもそも生まれない、性被害に気づいて相談できて支えられて守られるまちになるっていう。日本の場合、こども性暴力防止法も教育関係の方のいじめ防止対策推進法とかも全部そうなんですけど、理念が狭すぎて個別バラバラの対応に陥りがちなんですけど、全部こどもの権利基盤から考えて同じ仕組みなんですというのがイギリスのガイドラインなんですよね。こどもの権利と尊厳を守るために関係法令を全部繋げて一体的に運用しますという方向にしているので、逆に言うとそういう建付けを条例として持っておいた方がいずれこども家庭庁の方が先にそのことに気がついて、こども性暴力防止法も改正が予定されていますから、改正法の時にちゃん

	と例えばいじめとかこどもの性暴力も発見されていくはずなので、施行後はそこへの対応も含めて、より包括的なガイドラインに踏み出すだろうと見ているんですけども、その予測のもとにちゃんとこどもが守られる文化をまち全体でつくっていくんだみたいな、そして、そのためにはみんなが共同するんだみたいなふうにめざす姿のところをもうちょっと書いた方がいいですね。今のこの書き方だと、こどもの性被害の防止及び対応の総合的・一体推進と書いてあって、理念・条例なのにあまりめざす姿の理念がなく、むしろガイドライン的な条例になっていますということです。 あと定義については、こども、学校等、事業者、あとは性暴力とは何かですね。必要なものは入っているかなとは思いますが、この性暴力に何を定義するかによって違うので、こここそこどもの権利基盤にということですね。 あと基本理念のところも、こどもの尊厳と安心して成長できる環境の確保ではなく、安心して成長できる権利の実現です。というふうに、細々言い始めるとキリがないので、権利基盤で考えると前文からの組み立て方が少し修文が変わってきます。 あわせて、現在第8条になっているこどもの責務・役割ではなく、やはりこどもの権利を守られる権利の実現に関する情報になるはずなので、ここの部分はまた今後のしっかりとした議論が必要かなと思います。 あわせて、今日の私の指摘を盛り込んでいただけるとするなら、このセクションに第4条から第9条のところに続いて関係機関の責務ですね。こどもの守られる権利の実現のために関係機関も積極的に協力してねという責務を負わせている条文が必要になりますということです。 そして、あと第10条以降はかなり実践ベースで、基本政策として大事なものかなと思いますが、このあたりはまた皆様方から必要と思うものが充実すればいいです。 施策の推進のところについても、先ほど波口委員がおっしゃったガイドラインの整備と改定に関する条項は入れておかなきゃいけないです。今の第18条の推進体制だけでは弱いです。あとできればなんですけど、必要な財政的支援を行うという条文があるかないとね、大違いなので、財政的な裏付けがあることで、被害者支援も全く足りてないんですから、リソースが進むのと、加害者の再犯防止に向けての体制も進むはずなので、よろしくお願いしますということですかね。 あわせて第22条の施策の評価・見直しの際には、やはりこども・若者の参画も含めて、今回もアンケートや意見聴取をされていくはずですけど、そこは必ず入れておくべきことかなと思います。
～議題4 市民からの意見聴取～	
●吉田会長	ありがとうございました。今のようなご意見を取り入れていただければと思います。 この議題につきましても、私と村田副会長と事務局で相談をさせていただきなが

	ら整理をしたいと思いますがよろしいでしょうか。その結果は、委員の皆さまにお返しし、さらにご検討いただきたいと思います。 最後に議題4がございます。アンケートは末富委員のご協力をいただいて、8月には実施できればとのことですので、ここで合意ができればと思います。まず事務局からご説明をお願いします。
●こども政策課 大住課長	資料P25をお願いいたします。議題4 市民からの意見聴取でございます。今回のアンケート調査につきましては、前回から継続して審議をいただくものでございます。前回の検討委員会後に委員の皆様からアンケート内容について様々なご助言をいただきますとともに、末富委員・高岸委員には多大なるご協力をいただきまして、アンケートの対象者、内容等について整理することができました。本当にありがとうございました。 対象といたしましては、小学生の高学年と中高生、保護者に加えまして、事業所に対してもアンケートを実施することとしておりまして、実施時期はちょっと予定より遅れますが、8月に実施を予定ということにしております。調査方法といたしましては、こども、保護者につきましては、学校配信ツール等で周知いたしまして、オンラインで回答を受け付けるということにしております。事業所については、依頼文を郵送いたしまして、オンラインで回答を受け付ける予定としております。本アンケートにつきましては、回答が匿名といたしまして、相談窓口も記載するなどの配慮を行うこととしております。 資料P26をお願いいたします。アンケートの主な設問につきましては、記載の通りでございすけれども、本アンケートにおいては、不安や支援ニーズ等について把握をいたしまして、条例の範囲や具体的な取組に活かしていくということでの設問を設定しております。 資料P27をお願いいたします。ワークショップについてでございます。今回のアンケートで把握した内容をさらに深掘りをいたしまして、条例制定の検討に繋げるために実施するもので、対象としては、小学校高学年と中高生、保護者としております。 P28に記載をしておりますが、本ワークショップにつきましては、こどもの権利や意見聴取の支援に取り組んでいる NPO 法人の方にファシリテーターを依頼しておりまして、また波口委員や中村委員からもご協力をいただきながら、内容テーマを含めて引き続き検討を行っているところでございます。また、当日の運営につきましては、冒頭に性被害についてのインプットの時間を用意してはどうかとか、グループワークは同性で行い、事前にこどもの権利や意見聴取についての研修を受講した大学生を各グループに補助として配置してどうかなどの案がでておりまして可能な限りこどもが安心して参加できる環境づくりに努めてまいります。説明は以上になります。
●吉田会長	ありがとうございました。ここで皆さま方のご同意を受けて、実施に移ることになります。アンケートは私も拝見しましたが、押さえるところが押さえられている

	と思います。 ワークショップについて、お話がございましたが、これについてもご意見等をいただけますでしょうか。 ワークショップは既にいろいろな形で実践をされていると思います。そうした実績を積み重ねていって、継続的な研修のモデルになるものを作っていただければと思います。
●末富委員	ワークショップなんですけれども、こどもの貧困対策等も大体お子さんとご家族に聞くんですが、その他に支援者にグループフォーカスインタビューをするので、こどもたちや保護者では、気づきづらい視点というのが出てくると、やっぱり認定事業者になるかならないか問題と合わせてこれまでもこういう事案があったというのはお持ちなので、例えばですけど、こども食堂だったり、フリースクールだったり、可能だったら、学習塾もそうですよね。けっこう営利目的の企業ほど動きづらいじゃないですかね。皆さんの匿名が保たれる前提で、こどものスポーツクラブとかもそうなんですよね。こどもに関わる大人たちから見えていて、今対応しきれてないこと、多分そこが一番色々具体的に制度が目詰まりを起こしているんだとか、今対応できるスキームがないために滞っているということが見えやすいです。で、こども局の皆さんにはお手間を取らせてしまうと思うんですが、基本的に支援者ワークショップというか、支援者へのグループフォーカスインタビューは標準的な手法であり、かつ制度や政策の課題が一番見えてくるものなのでできればやった方がいいんじゃないかなというのがちょっとご負担を増やすようですが、有効なアプローチでありますということ申し上げます。
●田中委員	ワークショップの対象者ですけども、私もいろんなところでワークショップをやるのがけっこうあるんですけど、こどもたちを混ぜる時に、意外とこどもたちがいわゆる優等生じゃないですけど、そういう子たちが集まったところでのワークショップと、児童養護施設の中でワークショップをやったこともあるんですけど、出てくるものが全然違って、その困り感が全く違うんですよね。やっぱりそのこどもを混ぜて、意見を言ってもらうことはとても大事なんですけど、今度出る時にその一部のこどもの意見がすべてのこどもの意見に変わってしまっ、幸せな家庭で何なく暮らしているみたいなものの定義はわかりませんが、いわゆるあまりこう困り感の辛さみたいなものを抱えていないこどもたちの意見がそのままこども全体の意見として反映されていってしまうという危険性が若干あったりするのかなと思うので、どういったこどもたちに参加してもらうのか、それはこどもが決めることではあるかもしれないですけど、教育相談室やそういった学校に足が遠のいているこどもたちが普段どんなことを感じているのかとかですね。ワークショップの形がいろいろ変わってくるかもしれませんが、頭の中にちょっと意識しておいた方がいいかなというふうに思います。保護者の方も困り感を待たれている保護者の方と本当に順風満帆に家庭生活をされている保護者の方の意見も同様ですので、そこ意識しておいた方がいいかと思います。

●中村委員	保護者向けのアンケートのことで、一つ気になることがあったので、Q1-1「性に関して、あなたの家庭で普段お子さんに話していることを教えてください。」の選択肢(2) プライベートゾーン(さわっていい場所・よくない場所)と(3)の No means No のルールが書かれています、私はなんとなくこのプライベートゾーンのさわっていい場所・よくない場所は、自分のプライベートゾーンを自分の部屋とかお布団の中側で触っていいよ。でも、人の目の前では触ったら良くないと認識したんですけど、人によっては誰かのプライベートゾーン、誰かのものとかそういうふう勘違いして捉える人もいるかもしれないなと思ったので、あと、No means No のルールが全然わからない人でも、はいつて言われたらいいけど、その他はダメってことだよと伝えてらっしゃるかもしれないし、この括弧書きあることで反って答えをしにくい保護者さんもいらっしゃるかもしれないなと思ったのが一つ気になりました。
●末富委員	ご指摘ありがとうございます。例えばなんですけど、プライベートゾーンとか No means No だったりとかバウンダリー自体の分かりやすく聞く尺度というのがなかなか開発されてない。しかも政策ベースに乗る言い方で開発されてないというのが私たちの課題感なので、逆に自分の体で大切な場所とかですよねという書き方にした方がいいんじゃないかみたいな、ちょっとここの部分も特に具体的なご提案があればできるだけ早くこども政策課の皆さんからリマインドいただいて、反映させていきたいと思います。 バウンダリーとかもどう説明したらいいんだろうと各分野の研究者がいるんですけど、わかっている人たちは、バウンダリーはバウンダリーだよねとかっていうことになるので、例えば、教育委員会の皆さんにはご確認はいただきますけど、こどもに伝わる表現はよくわからない大人にもなんとなく伝わるということなので、ぜひ平素からこどもと関わっていらっしゃる専門家の皆さん方のご助言をいただければと思います。大変ありがとうございます。
●吉田会長	貴重なご意見をいただきました。これらを踏まえて8月実施でよろしいでしょうか。データは貴重なもので、条例にも繋がるものと思います。
3 その他	
●吉田会長	これで議題4までが終了しました。次第の「その他」ですが、事務局としては、法律との整合性などは置いて、こどもの性被害をなくすため、あるいはいち早く発見するための方策等について自由にご意見やアイデアをお出しいただきたいということです。今日の議事内容に関するものでも構いません。それでは、お座りの順で野口委員からご発言いただきたいと思います。
●野口委員	思ったのは、一番最初のページのところです。もともとこどもの性被害を防止するということは場面とか範囲とか、そういったものは、基本的にあまりないのかなって、特に限定することなく守らなければならないと思いました。また、先ほど言いましたとおり、禁止行為のところは、こういう禁止行為はいけないよというのは言うことはできるかもしれませんが、個別の罰則とかは慎重に他の法律との兼ね

	合いも見ながら決めないといけないのかなと思いました。あとは、加害者支援のところですけども、先ほどおっしゃったとおり、医療関係の支援とかですね。確かに熊本じゃなかなか難しいというのを聞きまして、まずはそういうところを作り上げていくのが一番大切なのかなというような感想です。
●坂本真美委員	児童養護施設の中でも、性暴力に関しての防止の普及をどうやってやっていこうかというのがすごく大きな課題で、まず先ほどありましたプライベートゾーンとか境界線やバウンダリーとかをこどもに何度も何度も教えていくことからがスタートで、職員もそうなんですけど、これが性暴力に当たるかどうかというところの認識も様々でちょっとした発言が、これが性暴力に当たるんですかということが多々あるんですよね。そして、また同性間での性を使った暴力というのも、施設の中では問題になっていて、そこがちょっと認識がずれてしまうと男の子同士だったんでもしかしたらその性的関心が男性に向いてるんじゃないかという間違った認識のもとで、こどもたちのケアが与えられることがあるので、まずは正しい知識をどうやって職員・こどもに普及していくということが一番の課題かなと思っています。それぞれの性暴力についての知識が違うので、まず知識ベースが一緒にならないとこの防止条例についての働きかけというのが難しいのかなというのを感じました。あと、加害に関してですけど、施設には被害も加害もいて、その子たちをどうケアしていくかというのをすごく問題にはなっています。ただ被害の子の方に対して目が向いていてどういうふうな支援をしていくかが強い関心になっていて、加害の方とはどちらかというところとちょっと言い方悪いんですけど、この場所から遠ざけよう、施設を変える考えに行きがちであり、治療に意識が向かないことがあるので治療ができるような支援体制というのができていけばいいかなと思いました。最後に認定の話がありましたが、ちょっと施設は恵まれているのかなと思ったのが、施設の子たちが18歳で卒園しても、施設の子たちを支援していこうという形が取られています。 施設の相談体制とは、18歳を過ぎても整っていて恵まれている環境だなという印象を受けました。
●千々岩委員	初めて参加させていただいて、非常になんか重い内容だったものですから、意見が出せませんでしたけども、先ほど末富委員がおっしゃっていたような親が性教育をすることはやはり難しいです。 特に男同士だったらちょっと言えるところがあるんですけど、女性にはなかなか言えないというのが現状です。ですから、妻にも働きかけてそういうことは言っているつもりですけど、なかなか家庭内での性教育は本当に難しいなということは実感しました。あと、先ほどこどもと性暴力をどこまで定義するのかという話がありましたが、なかなか定義しづらい部分があるのかなと思いました。どこかで線を引かないといけないでしょうけど、その難しさ、そしてやはり条例であって、先ほど罰則規定の話も出ましたが、結果的に行政罰だと思うんですよね。どこまでこれをするのか、逆にその罰則規定がないというのもどうなのかなというふうに思

	ったところでした。
●田中委員	こどもが悪くないんだということを一番に伝えたいなとこの条例の中でですね。あなたたちは悪くないと、被害を受けた方だということをどこかで言っていきたい。恋愛した大人が性暴力をしているわけであって、恋愛と言っても中学生との恋愛は性暴力だと私は思っているんですけど、そういうのをきちんと伝えていければいいなと。そんな格好をしたから被害にあうんだとか男の人が寄ってくるんだとかそういうのがやっぱり言われてしまうので、あなたたちは悪くない、守られる存在なんだということが、この条例で発信していければいいなと思いました。
●宮川委員	今日の議題とどこで結びつけばいいのかなと思ひながら、ちょっとモヤモヤしていたところがたくさんあるんですけども、まず1点目ですね。アンケート資料をいただいて相談窓口がたくさん載っていたと思うんですがあれを見て、私は直感的に結局どこに電話すればいいんだろうというのをすごく思っていました。私は高校の非常勤講師も実際やっています、保健室の前にいろんな相談窓口のカードが置いてあるんですよね。とてもいいんですけど、結局どこに相談すればいいかわからないから相談しない。そして、深刻になった後によりよくわかってしまうということもあると思うので、ぜひ相談窓口を1本化してほしい。こどもの性暴力も家庭内暴力だったり、いじめだったりなんだたりっていうのが色々あるんですけど、まずはここに掛けて相談したらいいよという、110番とか119番みたいな1本共通したのがあるといいなというのをすごく感じました。 これも相談窓口の別件なんですけども、日本版DBSについて自分の事業者ももちろん認定受けようと思っているんですけども、ただ事業者の規模が決して大きくないんですよね。そして、相談体制とか整備してくださいと法律の中にあるんですけども、結局相談の責任者は私なのか、代表者が相談窓口になるのかなというのを考えた時に、いろんな事業者を考えて、代表者が性暴力をしたらどうするんだというところも実際あるし、個人塾で全国のいろんな報道を見ていると、塾長や教室長が性暴力をやっていたという事例もたくさんあるんですよね。だからこの認定を受ける際の事業者の相談窓口も市の方で準備していただけるとより認定を受けやすくなるし、こどもたちからしても相談するときはここにすればいいというのが相談につながるのかなというのをすごく思います。 それから、市独自で日本版DBSと別にこども食堂等のお話とかもありましたけれども、個人でやられているような事業者が何かしら認定を受けたい時の市独自の認定制度だったり、その市独自の認定を受けている事業者もしくはもちろん法律各種業界団体が設けている認定制度を受けている事業者がいろんな市の事業に参加できるとか、市でも独自に追加認定しますよとか、例えばステッカーを貼ったり、幟を出したり、ポスターを配布したりというような仕組みがあると認定を受けようとするモチベーションになるかなと業者側としてですね。 それから、さっきの財政的な援助でというところで、例えば防犯カメラを設置するのに市の助成が受けられるという仕組みがあったらすごく嬉しいなと思ひまし

	た。 それと性暴力の定義のところに今 SNS だったりメールだったりというのがすごく多いと思うんですけど、その中での画像とかはわかりやすいんですけども、こういった言葉もダメだよというような性暴力の定義というのにも必要じゃないかなというのを感じました。 最後に、防犯カメラにもちょっと繋がってくるんですけども、やっぱり大人の意識として、密室を作らない、密室にしないという意識がとても大事なと思って、塾とかも教室は狭いですし、窓がないような教室で授業をやっている学習塾もたくさんありますし、私のこどもの頃を考えて例えば先生に生徒指導室に呼び出されて、怒られたりとかいうことも思い出すとですね。やっぱり学校であろうと事業者であろうと密室を作るのがダメなんですよ、そもそもそれは性暴力ですよというようなちょっと踏み込んだ定義もあっていいのかなというのを感じたところです。
●山本委員	日頃から保育園なので、こどもが小さいんですよ。性教育というのがなんか私自身なんかすごく難しいなと思っていて、その大きなこどもであれば、ちょっと言えばわかってくれるところもあるけど、ただふざけてなんか面白いので終わってしまっては意味がないっていうところで、私たちもどんなふうに教えていいのかなというのがすごく悩んでいたんです。そしたら、先日職員が性教育を勉強してくる機会がありまして、こどもたちに復講しようということで、まず年長から実施してみたら、意外とちゃんと聞いてくれて、やっぱりプライベートゾーンは大事なところとか、人に見せて触ったりとかされていいところではないとか、すごくこどもにわかりやすいお話をしたんですよ。悪気はないけど、ふざけて触っている子たちもなんとなくそんなことしちゃダメなんだなということが本人には悪気はないけど、相手が嫌と思ったらそれをダメなんだよというようなことを少し伝えられたんじゃないかなと思って、いい機会を与えてもらったなと思いました。今回はその一番大きな年長児が対象だったんですけど、4歳3歳ぐらいまでは話の言い方を変えればやれるんじゃないかなというふうに今思っているところです。そして、一番大事なのは、嫌なことはちゃんと嫌と言おうねというのと、嫌と言えなかったら、周りにいる大人に助けてと言ってね、助けてあげるからねというのを伝えられたのが一番良かったと思って、そういう小さい時からそういうのをみんながしてくだされば、これはいい、これがいけないという善悪をみんなが分かってくれと、少しでも性暴力がなくなるんじゃないかなと思いました。自分たちにできることは小さいけど、それが広がっていったらいいなと思ったところです。 今、防犯カメラの設置の検討も進めているところですけど、保育園職員以外の視点を入れて巡回点検を実施することで、やっぱり自分たちが思わない場所も死角だったり、こどもは行かないと思いつきがあったりするところが加害者の立場では性暴力を実施できてしまう場に繋がったり等たくさん勉強させていただいているところです。こういう取組を通して、職員間で話し合い共有しながら性暴力対策を考

	えていくことで性暴力がちょっとずつ減っていったらいいなと思ったところです。
●坂元委員	感想みたいな感じで申し訳ないんですけども、今までもお話が出ましたけれども、こどもから大人までこどもの権利ですとか、どういった行為が性暴力になるのか、そういったことをまずは知ることが大事で、まずは第一歩なんじゃないかなというふうに思っております。 ケースワーカーが話を聞く中でも、加害者の方から、これもスキンシップのつもりだったとか、こどもの方からも昔受けていたこういうことが実は性被害だったんだというのを今になって気づいたとか、そういったお話がどうしても出てきます。そして、まずはそのこどもから大人までどういった行為が性暴力になるのかというのを知るだけで、一定の性被害防止の効果があるんじゃないかなというふうに思っております。 今この条例を定めることをきっかけに、そういったことを普及・啓発して、そういった知識が広がることで、被害防止に繋がるんじゃないかなというふうに思っております。
●中村委員	先ほど申しあげたとおりです。よろしくお願いします。
●桑村委員	私が勤務しますこども文化会館は最近は男性の子育ての積極的参加もあり、土日は特にパパとお子さんの利用が多いんですけども、私が以前勤務しておりました市の総合体育館なんですけど、その頃もプールにパパと小さいお子さん連れで来られたりしてまして、その際に着替えはパパと一緒に男性更衣室で着替えられるんですけど、その際にはフルオープンで個別に着替えるスペースがなかったので、私的には大げさかもしれないんですけど、こどもも大人の目にさらすことになると考えて、今までなかった間仕切りのカーテンの使えるスペースを作った経緯があります。プールの担当職員も共通認識のもと、受付の際に実際お子さん連れのパパたちには積極的に声掛けして、間仕切りでの着替えを勧めたりとした経緯がありまして、こどもを性暴力から守るために、少しの可能性があれば、このような何らかの行動をすることは大切ではないかなと思いました。
●坂本芽委員	学校にいと休み時間に、「いじめだ。いじめだ。」と少しふざけながらこどもの声が聞こえたりするんですが、今回この性被害防止条例ができて、学校で「これは性被害だ。性暴力だ。」とちやかすような声が聞かれない学校にしたいなと思います。そのためにはやっぱり普段の地道に学校としてやっていくこと、それは「自分も相手も大事にする」とか、「こどもの意見を聴くこと」といった、こどもの権利の尊重を丁寧にすすめていくことが大事なかなと思います。今回、性被害防止条例について検討している中で、こどもの課題というのものもあるかもしれないんですけども、基本的にはこれは大人に対してのものと考えています。こどもたちがこの条例ができたことで、学校や地域って安全だな、大人がいてくれるから安心だなと思えるような環境づくりができたらいいなと思っています。ただ実際に性被害が起きてしまった時に、こども本人だけじゃなくて、周りの保護者も、いつフラッシュバックが起きるんだろうかと、とても心配されます。性に関することではなくても、こ

	どもさんのちょっとした変化にとても不安を持たれます。ですので被害者に対しては長期的に支援していく必要があるということも大切にしておきたいです。
●波口委員	これから条例ができてきて、実際に学校でこどもたちに未然防止の教育が広がっていくと思うんですけど、私が難しいなと思うのは、こどもたちに「相談をすること」をどう伝えるかということです。実際に支援をしていても思いますが、リアルな電話での相談はほとんどかかってきません。メールやチャット相談だったらもう少し10代の人たちから相談を受けることあるんですけど、やっぱり相談をするということがものすごくハードルが高いんです。しかも、性被害については内閣府の調査でも、被害者の半数はどこにも誰にも相談していません。だから被害は本当に水面下にあって表に出てこない、自分一人で抱え込んでいるような状態なんです。そういう若い人たちに対して、「相談してね」と言うだけでは、なかなか相談にはつながりません。相談機関をずらっと並べて「相談してね」と言っても、それだけでは相談に来ないんです。例えば、「警察に相談に行こうか」って伝えると「絶対嫌だ」「大事になるから警察だったら絶対行かない」と言われたりします。また「学校の先生にも言いたくないし、親にももちろん言いたくない」という人たちが多いという印象です。でも、警察は被害届を出すためだけの場所ではなく、まず相談を受けてくれることもありますし、匿名で相談できる場所もあります。だから、相談するとどういう流れになるのか、どんな支援が受けられるのか、そうした見通しを具体的に伝えて、相談へのハードルを下げていくことが大切だと思います。こどもたちは「相談したら情報が広がってしまうのではないか」「おおごとになってしまうのではないか」といった不安も抱えています。だからこそ、その不安を一つ一つ解消しながら、相談について丁寧に伝えていく必要があります。相談することが早期発見につながります。ですから、こどもが「相談しても大丈夫なんだ」と思えるような情報を丁寧に伝えていかないと、こどもたちは相談には来ないんだというのを感じています。
●高岸委員	僕はもう発言したところですが、やはり何回も心配しているので強調しておきたいなことだけなんですけど、やっぱり加害者に対する支援というか対応のところの文言は難しいなと僕自身まだイメージが出来上がっていないんですけど、なんとかカバーしないわけにいかないからとりあえず明記するとそれで深刻度を下げられてもですね。実効性等の話から書かないとなるとそれはそれこそですね。認識を歪めてしまうのもあって、まず事務局の方とですね、出てきた文言のアイデアをまたこちらでですね、すり合わせて考えていけたらと思っています。 あと、田中委員がおっしゃったのでも良いかもしれないんですけど、今回ワークショップにしても調査にしても狙いとしては、市民の声を事実として吸い上げるというところでありまして、例えば科学調査の検証にかなうようなデザインをしているわけじゃありませんし、どれだけワークショップのメンバーを精査したとしても、それは精査している時点で、無作為抽出じゃないので、偏った意見になることは、どれだけバランスを取ったとしてもなってくるでしょうから、気をつけておきたい

	のは、そういう事実も一つとしてあるということであって、それをもとに案を作るようなですね、極端な考えにならないかいいのかなと。一部そういう意見は事実としてありますよということで、参考にできないかなというふうに思いました。
●村田委員	骨子（案）の本編のところで、聞き損ねたことがあるんですけど、私が気になっていた事業者ということですね。一応目的でも事業者の連携、第6条で事業者の責務役割がでてきて、第10条で市民・事業者への意識啓発、必要な情報提供を、第20条で事業者支援の条項が予定されていて、ここでいう事業者は第2条で定義するという構造になっているんですね。で、この事業者は誰を指すのかという問題で、いただいた他県の条例の例を見ますと、事業者についての定義がないという条例がいくつもあり、定義をしているところもありました。それを見ると県内で事業を営む個人または法人、その他の団体とあって、およそ全部の事業者が対象になっていました。だから、事業者の責務の抽象的一般的それはそうだねという責務が書かれているだけになっています。他方で、今回やろうとしているのはP9で記載されているどの範囲を対象とするかを整理した図がありますが法では対象になっていない「認定を受けない事業者」を対象に入れることを考えているんですね。しかも、これは民間教育保育事業者を対象にしようとしている。なので、この骨子（案）でこの後詰めていくことになると思います。横出し上乘せがどれぐらいできるかという検討は必要ですが法律も対象にしないこどもを扱う事業者にどんな責務を課せるかというのが今回の目玉だと思いますのでその議論も大事になっていくなと思っていましたところでした。
●末富委員	条例について色々申し上げたのでですね。熊本市にもお願いしたいことということで、これイングランドの学校なんですけど、イングランドは学校や認定事業者の責務で入り口に必ずセーフガーディングのチーム複数名の写真とそうじゃない窓口は一本化されています。基礎自治体でしたが、熊本市の場合は熊本市なんです。これを必ず学校の昇降口とかこどもが毎日通るところに掲示してくださいというルールになっていまして、これたぶんこども性暴力防止法の施行と一緒にどのこどもの居場所でもやった方がいいです。 あわせて、今回ウェールズの学校を訪れたんですが、ウェールズの学校ではですね、トイレの入り口に貼ってあるんですよ。ウェールズ方式はチームじゃないんですけども、例えばですが熊本市がなんかどの事業者とか学校でも使えるフォーマットを作って、責任者ならば顔写真と連絡先とかの相談方法を書いて、ここに例えば塾とかのスタッフは少ないので、ここでも危険だと思ったら、熊本市にはここだよというのをやっぱ一本化しておく必要があるんで、それができるといいかなと思いました。ちなみにこれ、愛知県の三好市という全校で防犯カメラを導入した自治体にも提案していて、校長先生と教頭先生に一番刺さったのがこの部分なんです。お金がかからない。紙代とラミネート代くらいなんですけど、それをする事で、例えばこの掲示がある場所は、トイレは事案が起きやすいでしょ。そして、あとは特別教室、学校の中だと特別教室、保育園とかでも死角になりやすい場所とかそう

	です。どの居場所でもこういう工夫でこの掲示があるところが、ちょっと気をつけた方がいい場所なんだよっていうサインにもなるので、このイングランド方式とウェールズ方式を掛け合わせて、とにかく複数の責任者と連絡先、相談方法と、そうじゃないときは熊本市のここだと言って一本化していただくことと、あとそれを危険だと思われる死角になりやすいとか、事案が起きやすいトイレ・更衣室に貼っておくとおそくなんですけど、加害しようとする大人には抑止力になります。こどもたちには漠然とこういう場所は気をつけた方がいいんだぐらいは伝わります。というお金がかからない工夫もぜひしていただきたいと思います。条例は条例で大事なんですけど、イギリスのレベルはこれを法令で義務付けているところまで行っているんですよね。なので、熊本市の条例にガイドラインのレベルですけど、これを必ずやりましょうで、熊本市の統一フォーマットあるから使ってねみたいになれると防犯カメラも大事ですけど、合わせてこの人なんだとか、熊本市はいつも相談受け付けてくれるんだみたいな大人からのメッセージが伝わりやすいかなと思います。最後に条例じゃなくてガイドラインの話に踏み込んでいきますけども、せっかくイギリスに行ってきたので情報共有です。
●吉田会長	ありがとうございました。 先ほど、プールの着替えに間仕切りを立てるだけでも違ったというお話がありました。それ自身は小さな気づきと実践だと思いますが、できるもの何でもしようというチャレンジ精神が大事だと思います。それから、条例となるとどうしても規制する意味合いも出てきますが、こうしてうまくいきましたといった成功事例がどんどん出てくるような状況をつくることが求められていると思います。それは末富委員がお話になったお金のかからない方法も成功事例の一つでしょう。こうしたことを含めながらガイドラインの作成も活かしていただけたらと思います。 村田副会長がお話になった骨子（案）に関しては、正副会長と事務局で検討させていただきたいと思います。その結果は委員の皆さまにご提示します。 それでは事務局にお返しいたします。
4 閉会	
●こども政策課 瀬口副課長	吉田会長、議事進行ありがとうございました。 また、委員の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。時間の都合上、本日の検討委員会で発言できなかったご意見は、こども政策課から議事録の確認依頼のメールを送付しますので、その際に併せてご提出いただけたらと思います。 2点、連絡事項がございます。 1点目、本日市役所駐車場をご利用された委員の方におかれましては、事務局で駐車料の減免処理を行いますので、閉会后、事務局へお申し付けください。 2点目、次回の開催日のご連絡です。第3回検討委員会は令和8年10月中旬頃の開催を予定しております。後日、日程調整を依頼させていただきますのでご確認をお願いします。 以上をもちまして、第2回熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会を

	閉会いたします。
--	----------

	本日は誠にありがとうございました。
--	-------------------